

地方税法の改正に伴い・・・

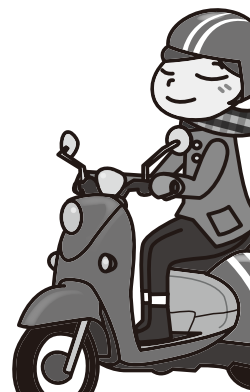
平成27年度から軽自動車税が引き上げ

平成26年度の税制改正（自動車関係の税制の見直し）に伴い、軽自動車税が次の通り変更になります。

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

登録されている全ての車両の税額が変わります。

車種		ナンバーの色	現行の税額	新税額
原動機付自転車	50cc以下	白	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	黄	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	桃	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	青	2,500 円	3,700 円
軽三輪（125cc 超 250cc 以下）		白	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		白	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600 円	2,400 円
	その他	緑	4,700 円	5,900 円



■三輪以上の軽自動車

新車登録の日により平成27年度の税額が、①現行の税額、②新税額に分かれます。

また、平成28年度からは、自然にやさしい環境づくりを進めるために、③重課税額（新税額の概ね20%が加算）の適用が始まります。

新車登録の日が、

- ① 平成27年3月31日以前 ⇒ 現行の税額
- ② 平成27年4月1日以降 ⇒ 新税額
- ③ 初度検査年月（新車登録年月）から13年を経過 ⇒ 重課税額

平成28年度から重課税が適用されるのは、平成14年以前に初度検査（新車登録）を受けた車両です。

※ 次の車両は重課税の対象とはなりません。

電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車

車種				① 現行の税額	② 新税額	③ 重課税額 (平成 28 年度から)
軽自動車	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

■初度検査年月（新車登録年月）は車検証でご確認できます。

番号000

自動車検査証

ここを確認して下さい！

車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
山梨580あ〇〇〇〇	平成 XX年10月4日	平成 XX年10月	軽自動車	乗用	自家用	箱型		
車 体 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長 さ	幅	高 さ
CT〇〇-〇〇〇〇	4人	—kg	760 kg	980 kg		329 cm	139 cm	169 cm

■廃車・登録の手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日時点での所有者に課税されますので、これから廃車・処分をご検討される場合には、早めの手続きをお願いします。また廃車（処分）・登録（購入）等を業者へ依頼する場合、所定の手続きに時間を要しますので、ご注意ください。

■問い合わせ 税務課市民税担当（内線153～155）